

事務連絡
令和3年10月22日

生徒、保護者各位

東京都立久留米西高等学校長
中村 弘志

リバウンド防止措置期間終了後の教育活動について

日頃より本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。さて、「リバウンド防止措置期間終了」が昨日東京都から発表されました。そこで、東京都教育委員会の指示により感染予防対策を行いながら下記の授業活動を実施します。御了承ください。

なお、今後も感染症予防徹底のため、さまざまな対策を講じて参ります。つきましては御家庭でも御協力いただきたい事項がありますのでよろしくお願いいたします。

記

- 実施期間
10月25日（月）から11月30日（火）までの期間。（基本的対策期間）
- 授業について
時差通学は、継続して実施します。（8時45分から9時までに登校）
短縮45分×6時間 授業を実施します。
- 休憩時間について
マスクを正しく着用させる指導をします。
昼食は、自席で取らせ対面での会話をさせないよう指導します。
- 部活動について
感染防止対策を行い実施します。ただし、大会等の参加には、顧問の指示に従うようにしてください。
- 放課後における感染症予防策及び生活指導の徹底
 - 1 生徒のみの会食やカラオケはしない。
 - 2 不要不急の外出は避ける。
 - 3 旅行はしない。
 - 4 不要なアルバイトは控える。

○ 家庭における感染症対策について

- 1 不要不急の外出自粛。都県境を越える外出はしない。旅行や帰省はしない。
- 2 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食は自粛する。
- 3 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 4 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は無理せず生徒を休養させてください。）
- 5 十分な換気を徹底する。
- 6 手が触れる場所などの消毒を徹底する。

○ その他

- 1 東京都では、11月30日までは、基本的対策期間となりました。そこで、都外での校外学習や修学旅行は感染症防止対策を徹底したうえで実施できるようになりました。本校でも延期していた行事等の実施を検討中です。詳細がわかり次第お知らせいたします。

以上

問合せ先

都立久留米西高等学校

副校長 荒 繁勝

電話 042-474-2661